

日田市総合計画の推進に関する規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

平成 31 年第 1 回日田市議会定例会に提出した「日田市総合計画審議会条例の一部を改正する条例」の公布に伴い、本規則に関し所要の改正を行うこと。

2. 内容

本市における効果的かつ効率的な行政運営に資するため、日田市総合計画審議会の審議事項に日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事項等を追加したこと。

これを踏まえて、本規則においても、総合戦略に関する定義を定めるほか、本規則中に定められた基本計画等の規定に準じて、総合戦略の策定及び進行管理に関し必要な規定を定めるなど、所要の改正を行うこと。

3. 施行の時期

平成 31 年 4 月 1 日

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第 37 条第 4 項第 1 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

平成 31 年第 1 回日田市議会定例会に提出した「日田市総合計画審議会条例の一部を改正する条例」が可決され、同条例の公布日と同日付けで本規則を改正する必要があるため。